

平成25年12月13日  
医政局指導課  
(担当・内線) 医療監視専門官  
都竹 克宜 (2764)  
(代表電話) 03(5253)1111  
(直通電話) 03(3595)2194

## 医療法第25条に基づく立入検査結果(平成23年度)について

医療法の規定に基づき、平成23年度に各都道府県等が実施した病院に対する立入検査の結果について、今般、とりまとめを行いましたので公表いたします。

### 【立入検査結果のポイント】

○ 平成23年度の立入検査は、8,598病院中、8,161病院が実施され、実施率は、94.9%(平成22年度は94.6%)。

○ 医療法に基づく標準数に対する医療従事者数は、医師の適合率<sup>(注1)</sup>については、年々改善傾向<sup>(注2)</sup>にあり、看護師・准看護師の適合率及び薬剤師の適合率は、前年度と同率であった。

(注1)「適合率」は、立入検査を実施した病院数に対する検査項目に適合した病院数の割合。

(注2)「看護師」は、主に看護業務を行う保健師、助産師を含む。

- ・医師数の適合率 … 92.5%(前年度から0.7%改善)
- ・看護師・准看護師数の適合率 … 99.4%(前年度と同率)
- ・薬剤師数の適合率 … 95.3%(前年度と同率)

### 1 立入検査の目的

医療法第25条の規定に基づく立入検査は、病院等が医療法及び関係法令に規定された人員及び構造設備等を有し、かつ、適正な管理を行っているかについて検査を行うことにより、病院等を良質かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的としています。

### 2 立入検査の時期

平成23年度

### 3 検査実施機関

都道府県、保健所を設置する市、特別区(東京都23区)

### 4 検査項目

(注3)  
医療従事者数の充足状況(充足率)、安全管理体制の確保状況、院内感染対策の実施状況、診療録等の管理状況など。

(注3)「充足率」とは、医療法施行規則に規定する標準数に対する病院の医療従事者数の割合。

医療従事者数が標準数を下回る病院の「充足率」は、100%未満となる。

### 5 検査実施施設数

8,161施設(平成22年度は、8,199施設)

#### <参考>

#### (1) 医師数の適合率の推移

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入施設数	8,263	8,289	8,211	8,195	8,158
適合施設数	7,183	7,319	7,390	7,520	7,546
適合率(%)	86.9	88.3	90.0	91.8	92.5

#### (2) 看護師・准看護師数の適合率の推移

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入施設数	8,268	8,292	8,214	8,199	8,161
適合施設数	8,167	8,202	8,152	8,148	8,114
適合率(%)	98.8	98.9	99.2	99.4	99.4

#### (3) 薬剤師数の適合率の推移

年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
立入施設数	8,268	8,292	8,214	8,199	8,161
適合施設数	7,676	7,772	7,753	7,811	7,775
適合率(%)	92.8	93.7	94.4	95.3	95.3